

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	特別ホームヘルプサービス				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	介護高齢課		包含する細々目	1	3	1	4	14	2	6,672	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	35 高齢者福祉の推進												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	12	年度～	年度								
						関連計画	老人福祉法 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画						
						条例等							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人	実態把握等により限度額以内では在宅生活が困難、或いはその相談を受けた者	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了した年度とする	30	
			30	30			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
			在宅での介護を受けた生活を維持する。	相談を受けた者のうち、在宅維持のためサービスの提供を受けた高齢者数	18目標	15	最終目標
			18実績	7	19目標	15	↑
		23目標	20	23実績		最終目標達成年度	
		サービス提供には至らなかったが他の手段で問題解決が図られた数	18目標	10	最終目標		
			18実績	10	19目標	10	↑
			23目標	10	23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	介護保険該当者で介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人に対して、限度額を超えてヘルパーを派遣する。 サービスの内容は、介護保険の訪問介護と同等のサービス(生活援助、身体介護)。 提供回数は、原則1日1回以内。	継続者・新規者に対するヘルパーの派遣。 介護保険法の改正に伴い介護報酬の改定も行われ委託料の見直しを行った。	新規の相談件数 サービス提供者数	10人 7人
	18年度の実績			
	19年度計画	ケアプランの内容確認及び調整を十分とる中でのサービスの適切な提供に努める。	相談件数 サービス提供者数	10人 15人

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	165	660
	一般財源	1,135	6,012
事業費計(A)	1,300	6,672	
人件費	正規職員所要時間	18年度 120	19年度 120
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	429	429
	トータルコストA+B	1,729	7,101

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心していきいき暮らせる	安心して暮らせる高齢者の割合	現状値	59.6	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	60
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

<p><b>この事業を開始したきっかけ</b></p> <p>介護保険施行前は24時間ホームヘルプサービスを実施しており、従来の利用者は介護保険になることにより限度額を超えることになってしまったために、従来どおりサービスが提供されるように対応した。</p>	<p><b>事業を取り巻く状況の変化</b></p> <p>在宅重視及び施設待機者増加により在宅者が重度化して、介護度に応じた利用限度額内では在宅生活を維持できない高齢者がいる。また、老々世帯で二人とも介護が必要な世帯、痴呆性の独居高齢者の増加が著しい。平成18年4月施行改正介護保険法の中で報酬等の改定がなされた。</p>	<p><b>事業に対する市民や議会の意見</b></p> <p>第二期の介護保険事業計画策定懇話会での要望が強かった。</p>
--	--	---

**【See】18年度の振り返り**

<p>目的 妥当性 評価</p>	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) <b>結びつく</b> (その理由)</p> <p>介護保険の限度額内では在宅生活の維持が困難な人もサービス提供により在宅生活の維持が可能となる。</p>	<p>有効性 評価</p>	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) <b>余地がある</b> (その理由)</p> <p>他のサービスとの連携、重度化の予防といった視点からのサービス方法の検討により、より効果は向上することができる。</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) <b>必要性がない</b> (その理由)</p> <p>介護保険限度額では在宅での介護を支えきれない場合がある</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) <b>影響あり</b> (その理由)</p> <p>在宅生活を送る利用者の全額負担となる。また、老人福祉法第10条の4で定める行政の責務に反することとなる。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) <b>必要性がない</b> (その理由)</p> <p>必要性を限定している。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？</p>	<p>(評価) <b>統合不可能</b> (類似事業名、理由)</p> <p>類似事業とは性質が異なるものである。</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) <b>必要ある</b> (その理由)</p> <p>老人福祉法第10条の4に基づく措置であり、適用の可否、サービス提供量の決定に行政の判断が必要である。</p>		<p>効率性 評価</p> <p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) <b>不可能</b> (その理由)</p> <p>提供するサービスは介護保険の介護サービスと同等のサービスであり、委託料は介護報酬に準じている。また、市は実施主体ではあるが、実質の提供は委託先のサービス提供事業所が行っている。</p>
			<p>公平性 評価</p>	<p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) <b>妥当である</b> (受益者とその理由)</p> <p>介護保険の介護報酬に準じた1割負担を基本としている。また、所得による段階も設定しており、負担の程度も妥当である。</p>

**【Plan】改革改善**

<p><b>今後の事業の方向性</b></p> <p><input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 <b>具体化</b></p>	<p><b>何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</b></p> <p>アセスメント実施時に、世帯の所得状況等を十分に把握して、老人福祉法の措置としての実施に合致するか審査を実施した。</p>
<p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p>	<p>自立を助長するサービス提供の仕方を検討したい。</p>

**【補足事項環境側面】**

<p>(1) 環境影響評価の必要性判断</p>	<p>必要性がない</p>	<p>(2) 必要性な場合の実施事由</p>
<p>(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？</p>		

**【指摘事項】**

<p>施策マネジメント会議</p>	
<p>施策評価会議</p>	
<p>第5次基本構想基本計画推進委員会</p>	